

財務体質強靭化保証(ホールド8000)

1 保証対象者

県内に事業所を有する個人(青色申告書に限る)および法人のうち、下記 の資格要件に該当するものを対象とする。

2資格要件

(1)与信取引 申込金融機関にプロパー残高があること(割

引・貸越枠含む)

(2)金融機関の取組姿勢 申込企業を支援育成し、今後も継続取引の方

針であること

(3)申込人の経営姿勢 経営課題解決に取り組む意欲のある者、また

は、業容拡大等の事業成長を見込む者など

3 保証限度額

8,000万円

(ただし、月商の2か月以内。なお、特別な場合にあっては、月商の5倍を上限とする。)

※「特別な場合」とは、財務要件(EBITDA有利子負債倍率15倍以内)を 満たすこと。

EBITDA有利子負債倍率 = -

(借入金+社債-現預金)

減価償却前営業利益

※財務体質強化保証(トラスト3000)と合算して8,000万円を上限とする。

4 資金使途

運転資金

5保証期間

3年以内

※原則として一括返済

ココをチェック!!-

当面返済不要な運転資金を調 達することができます。

6 その他

※セーフティネット保証の併用利用が可能です。

保証限度額について

ホールド8000の保証限度額 (月商による上限含む) はトラスト3000の残高と合算して判断します。 詳細は、以下 (例 1) \sim (例 3) をご参照ください。

(例1)平均月商が1,000万円の場合 ⇒ 月商による上限:2,000万円

既存トラスト3000利用額	ホールド8000利用限度額
2,000万円	0円
1,000万円	1,000万円

(例2)平均月商が3,000万円の場合 ⇒ 月商による上限:6,000万円

既存トラスト3000利用額	ホールド8000利用限度額
3,000万円	3,000万円

(例3)平均月商が1,600万円でかつ、EBITDA有利子負債倍率が15倍以内の場合 ⇒ 月商による上限:8,000万円

既存トラスト3000利用額	ホールド8000利用限度額
3,000万円	5,000万円

【旧債の借換可否判定表】

可否	申請制度	旧債
0	普通保証/ホールド8000	保証付借入金
×	セーフティネット保証/ホールド8000	保証付借入金
0	普通保証/ホールド8000	普通保証/トラスト3000
0	普通保証/ホールド8000	普通保証・セーフティネット保証/ホールド5000
×	普通保証・セーフティネット保証/ホールド8000	プロパー旧債

95 \